

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

2026年 5月 日

住所 東京都立川市富士見町 6-48-25

事業者名 日本交通立川株式会社

代表者名 代表取締役 野田宜礼

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の施設に関する事項 ① 現在全車両ユニバーサルデザインタクシーの為、代替時同車両にする
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 ①ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員初乗務前に実車訓練を行い その後も定期的実車研修を実施する

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザイン タクシー	タクシー121台中、全てユニバーサルデザインタクシーの為、 代替時等車両にする

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

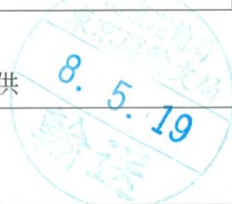
対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・定期点検 ・教育訓練	・ユニバーサルデザイン車両の機能（スロープ・固定器具等）の定期的な点検 ・定期的な車椅子乗降の訓練の実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全員受講させる

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------



・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配車アプリの注文時にユニバーサルデザインタクシー（JPN タクシー）を指定して注文可能（2019 年対応済み）</li> <li>・ホームページにて高齢者、障害者向けの情報ページを開設する（2022 年度）</li> </ul>
-------	--

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修及び車椅子乗降実技訓練	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、初乗務前に実車訓練を行いその後も定期的に実車研修を実施する（2026 年度：12 回実施予定 ※月 1 回開催）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

障害者等の利用から寄せられる声を集約し、関係部署で共有するとともに、今後のサービス改善に活用する
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
・情報提供	ホームページにて高齢者、障害者向けの情報ページを開設する（2026 年 12 月までに公開予定）	利用者利便性向上の為

V 計画書の公表方法

--

VI その他計画に関連する事項

日本交通立川株式会社（株）ホームページにて公開 <a href="http://www.nikko-tachikawa.co.jp">http://www.nikko-tachikawa.co.jp</a>
--

- 注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。